

新潟県立長岡高等学校 学校管理業務仕様書

学校管理業務の実施に当たっては、シルバー人材センター利用契約書に定めるほか、この仕様書の定めるところに従い、誠実に行うものとする。

1 学校管理従事者の待機場所

業務のために席を離れる時以外は事務室に待機すること。

2 開扉・閉扉及び開口部の解錠・施錠

(1) 鍵の管理について

ア 機械警備システムの起動及び解除並びに校舎等の開扉・閉扉を行うため、学校管理従事者に機械警備システムの起動（解除）専用タグ及び校舎マスターキー類を預けるものとする。

イ 従事者は、預かった鍵・タグを厳重に管理すること

ウ 万一鍵を紛失した場合は、直ちに事務長に連絡をすること。

(2) 機械警備のセット及び解除について

ア 校舎等は、原則として業務委託契約書第3条第2項に定める業務実施時間帯以外の時間は別に契約した機械警備業者による機械警備を実施する。学校管理従事者は、登庁時にはセットされている機械警備システムを解除して校内に入る。また、退庁時には機械警備をセットして退出する。

イ セットの方法及び解除の方法

(ア) セットする場合

① タグをパネル灯にかざす。

② 警戒を始める旨のメッセージが流れる。

③ 速やかに事務室の施錠をする。

(イ) 解除する場合

① 事務室を開錠する。

② 警戒中である旨のメッセージが流れる。

③ 速やかにタグをパネル灯にかざす。

(3) 平日の午前7時から午前8時30分までの場合

ア 開扉及び解錠

(ア) 午前7時までに職員玄関及び生徒玄関の開扉を行う。

(イ) 機械警備のセットを解除する。

(ウ) 別添の校舎・敷地図に示された箇所の解錠を行う。

(4) 平日午後5時15分から午後6時45分までの場合

ア 施錠及び閉扉

(ア) 午後5時15分まで事務室で待機する。

(イ) 別添の校舎・敷地図に示された箇所の閉扉を行う。また校舎等に付帯する窓等の開口部の施錠を行う。

(ウ) 午後6時25分に生徒玄関、午後6時35分に部室棟、午後6時45分に職員玄関の閉扉を行う。

(エ) 機械警備をセットする。

(5) 土曜・日曜・休日の業務

4月から10月までは、午前7時30分から午後5時30分まで

11月から3月までは、午前7時30分から午後4時30分まで

登庁時に職員玄関及び生徒玄関の開扉を行い、退庁前に閉扉及び施錠の確認を行う。施錠時刻は年度初めに事務長と確認しその時刻とする。

3 各種機器の運転・確認

(1) 生徒・職員の退庁後、退庁までの間に実施する業務

別添の校舎・敷地図に記載されている範囲の照明器具・冷暖房器具等の運転停止の確認を行い、消し忘れがあった場合は停止の操作を行う。

(2) 機器の確認に当たり、各機器の操作の具体的な方法は、各機器に表示された操作方法による。

4 文書の受領、学校業務の受信、外来者の応接及び関係職員への連絡

(1) 文書の受領

ア 郵便受けに配達された新聞は、事務室に配架する。

イ 従事者の登庁時に郵便受けに配達されている郵便物がある場合若しくは職員の不在時に郵便物及び宅配便の配達があった場合は、これを受け取り、開封せずに事務室内に置くこと。

ウ 郵便物のうち重要なもの(現金書留等金庫に保管する必要があるもの)は、受け取らず、配達人に対して職員の在籍時間を伝え、再配達するように依頼する。

(2) 電話等による学校業務の受信

ア 事務室において、電話等による学校への連絡事項を受信する。

イ 生徒・保護者から欠席・遅刻の連絡があった場合、事務室に配置してある欠席・遅刻連絡カードに記入する。

ウ 欠席・遅刻以外の連絡の場合、宛先となる職員が既に登庁している場合は、宛先となる職員に口頭で連絡する。宛先となる職員が登庁していない場合は、相手先にその旨伝える。

(3) 外来者の応接

ア 来校する外来者は事務室窓口に立ち寄るように掲示等で案内をしてあるので、受付をする。

イ 来校する外来者が予め分かる場合、職員は外来者の応接の概要等を学校管理従事者に連絡する。学校管理従事者は、外来者の来校時に氏名(所属等)及び来校の目的等を確認し、来校者名簿に記帳してもらうとともに、来校者である旨の名札を着用してもらい、待機を指示された部屋等をお知らせする。

ウ 職員から事前に連絡を受けていない来校者があった場合、氏名(所属等)及び来校の目的等を確認し、職員の勤務時間(午前8時30分から午後5時15分)の間に改めて来校するように伝えることを原則とする。

エ 緊急を要する来校者の場合等で、校内に通してもよいか学校管理従事者で判断が付かない場合は、事務室の職員(事務室が不在の場合は職員室)と連絡をとり、業務の引継を行う。なお、事務室及び職員室とも職員が不在の場合、事務長に電

話等により連絡をとり、業務の引継を行う。

5 校舎等の損壊等の応急措置及び関係機関・関係職員への連絡

(1) 校舎等の応急措置

ア 火災警報装置のパネル表示で火災の表示がされた場合、現場に出向き状況を確認する。

イ 火災を発見したら、自身の身体の安全を確保した上で、初期消火を行うとともに延焼を防止するための応急措置を可能な範囲で行う。

ウ 災害等が発生した場合、校舎等の周囲を周回し、校舎等の損壊の有無を確認する。

エ 損壊を発見した場合、自身の身体の安全を確保した上で、校舎等への風雨の吹き込みの防止や損壊の進行を防止するための応急措置を可能な範囲で行う。

(2) 関係機関・関係職員への連絡

ア 火災を確認した場合は、直ちに消防署に通報する。別途配布する緊急連絡網により、防火管理者に連絡する。

イ 災害等により校舎等の損壊を発見した場合、事務長に連絡する。

ウ その他の校舎等の異常(危険物の発見・異臭・異音及び著しい室内の散乱等)を確認した場合は、事務長に連絡をとり、業務の引継を行う。

6 業務日誌

(1) 学校管理従事者は、毎日、業務終了後に業務日誌を記載し、庶務係長に提出すること。

(2) 業務日誌の書式は別添のとおりとし、書式の下部にある記載事項に留意の上、必要事項を記載すること。